

第8章 特殊災害対策計画

第8章 特殊災害対策計画

第1節 航空災害対策

航空運送事業者の運航する航空機、米軍機及び自衛隊機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策について、必要な事項を定める。

航空災害対策の実施にあたり、本節で定める事項のほか、必要に応じて、第3章風水害・土砂災害対策計画で定める事項を準用する。

(1) 災害予防（災害応急対策への備え）

災害応急対策への備えについては、「第2章 災害予防 第2節 災害時応急活動に資する事前準備の充実」に準じて行う。

(2) 災害時の応急活動計画

1) 発災直後の情報の収集・連絡

発災直後の情報の収集・連絡については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」に準じて行う。

2) 活動体制の確立

活動体制の確立については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」に準じて行う。

3) 捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第5節 救助・救急及び医療救護活動」に準じて行う。

第2節 鉄道災害対策

鉄道（軌道を含む。以下同じ）における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について、必要な事項を定める。

なお、鉄道災害対策の実施にあたり、本節で定める事項のほか、必要に応じて、第3章風水害・土砂災害対策計画で定める事項を準用する。

(1) 災害応急対策への備え

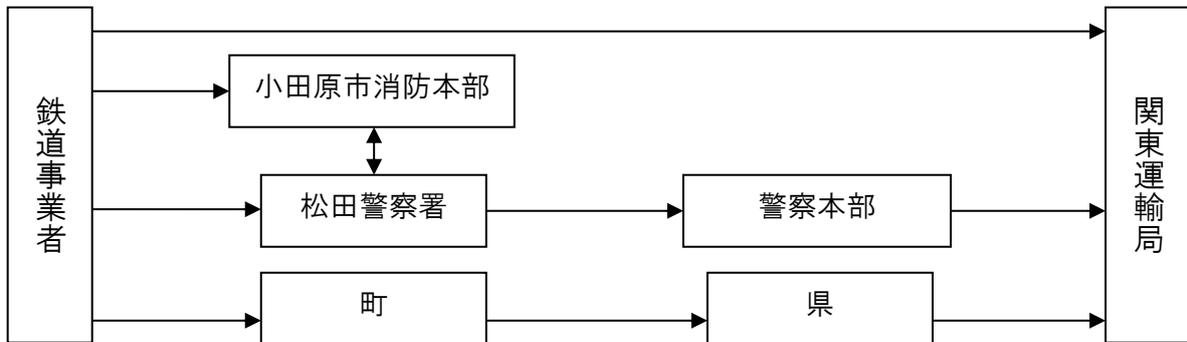
災害応急対策への備えについては、「第2章 災害予防 第2節 災害時応急活動に資する事前準備の充実」に準じて行う。

(2) 災害時の応急活動計画

1) 発災直後の情報の収集・連絡

① 鉄道事故情報等の連絡

大規模な鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者は速やかに関東運輸局、消防機関、松田警察署及び市町に連絡し、市町は県に、県は関東運輸局へ連絡する。



② 鉄道事故発生による被害情報の収集・連絡

町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

③ 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

2) 活動体制の確立

活動体制の確立については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」に準じるほか、次の鉄道災害対策を定める。

① 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、災害が広範囲にわたり、その他異常事態が発生した場合は、事故対策本部を設置し、状況に応じて現地対策本部を置き、応急措置又は応急復旧措置を講じ、被害を最小限に防止する。

3) 救助・救急、消火及び医療救護活動

捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第5節 救助・救急及び医療救護活動」に準じて行う。

第3節 道路災害対策

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について、必要な事項を定める。

なお、道路災害対策の実施にあたり、本節で定める事項のほか、必要に応じて、第3章風水害・土砂災害対策計画で定める事項を準用する。

(1) 災害予防

1) 道路の安全確保

① 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路使用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

② 道路施設等の整備

道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるとともに、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。また、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

2) 災害応急対策への備え

災害応急対策への備えについては、「第2章 災害予防 第2節 災害時応急活動に資する事前準備の充実」に準じて行う。

(2) 災害時の応急活動計画

1) 発災直後の情報の収集・連絡

① 災害情報の収集・連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、速やかに国土交通省等に連絡する。

② 道路災害発生による被害情報の収集・連絡

道路管理者は、被災状況を国土交通省等に連絡する。

町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

③ 応急対策活動情報の連絡

道路管理者は、国土交通省等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

町は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

2) 活動体制の確立

活動体制の確立については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」に準じるほか、次の道路災害対策を定める。

① 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じるとともに、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部等必要な体制をとる。

3) 救助・救急、消火及び医療救護活動

① 救助・救急活動

道路管理者は、松田警察署、小田原市消防本部及び町と連携し、迅速・的確な救助・救急活動の初期活動を行う。

町及び松田警察署、小田原市消防本部は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

② 消火活動

道路管理者は、松田警察署、小田原市消防本部及び町と連携し、迅速・的確な初期消火活動を行う。

町は、速やかに火災の状況を把握して、住宅等に火災が拡大する場合には迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

なお、町は、発災現場の市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める

③ 医療救護活動

道路災害発生時には、道路施設の倒壊、車両事故及びそれに伴う火災発生等により負傷者等が発生することが予想される。また、現場状況の不明による情報の錯綜、道路災害による患者搬送経路の悪化、同時多数患者に対する搬送力(救急車)の不足等の発生が予想される。

負傷者等患者を医療救護する場合は、小田原市消防本部の救急車等により医療機関・施設へ救急搬送することを基本とする。

町は、道路災害の全般状況を把握するとともに、町が支援・協力可能な範囲で医療救護活動に協力する。

4) 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、通行規制、松田警察署・交通機関への連絡その他必要な措置を講じる。

5) 危険物等の流出に対する応急対策

道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、避難誘導活動を行う。また、流出した危険物の特定後は直ちに防除活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

6) 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速・的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

7) 災害広報の実施

災害広報の実施については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」に準じて行う。

第4節 放射性物質災害対策

原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて原子力規制委員会等の国の所管となっており、原子力基本法をはじめとする原子力関係法令により、国、関係事業者等において対策が講じられているが、核原料物質・核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という）による災害の特殊性を考慮し、不測の事態に備えて円滑な対策活動の実施が図られるよう災害予防対策上及び災害応急対策上必要な事項を定める。

放射性物質災害対策の実施にあたり、本節で定める事項のほか、必要に応じて、第3章風水害・土砂災害対策計画で定める事項を準用する。

なお、神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）の対象となる災害については、本節の対象から除外する。

【取扱い・取締りに関する法令】

- ・放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）
- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(1) 災害予防

1) 安全確保

① 放射性物質取扱事業所等に対する指導（昭和32年法律第166号）

ア 町の指導

町は、放射性物質に係る安全管理の確保を図るため、放射性物質取扱事業者運搬事業者（以下「放射性物質取扱事業者等」という）に対し、次の事項について指導する。

- a 消防設備の設置、施設・機械類の自主点検整備等、自主保安体制の整備
- b 従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施
- c 自主防災体制の強化
- d 消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施
- e その他必要な事項

イ 安全確保に関する協定等の締結

町は、放射性物質の取扱事業者と次の事項を盛り込んだ安全確保に関する協定等を締結し、災害対策の万全を期すよう努める。

- a 放射性物質に係る安全確保の計画に関する事項
- b 事故発生時等の連絡通報体制に関する事項
- c 事故発生時等の応急措置に関する事項
- d その他必要な事項

② 放射性物質に関する教育及び知識の普及

ア 消防防災担当職員の教育

町は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国その他関係機関と連携して、関係職員に対し次の事項について教育を実施する。

《教育の内容》

- 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 緊急時に町民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- その他必要と認める事項

イ 町民に対する知識の普及・啓発

町は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国その他関係機関と協力して、町民に対し、放射性物質に関する知識の普及・啓発に努める。

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

なお、防災知識の普及・啓発に際しては、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

《普及の内容》

- 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 緊急時に町民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- その他必要と認める事項

2) 災害応急対策への備え

① 放射性物質災害に対する町の防災体制の整備

ア 防災体制の整備

町は、放射性物質災害対策の迅速・的確な実施を図るため、平常時から相互の連携を図るとともに、放射性物質に係る防災体制の整備に努める。

消防機関は、放射性物質取扱事業所等（放射性物質の事業所外の輸送中を含む。以下同じ）の火災等緊急時における円滑な消防活動の確保、消防隊の被ばく防止及び放射能汚染の防止等のため、消防活動体制の整備に努める。

イ 放射性物質取扱事業所等の把握

町は、放射性物質に係る防災対策を迅速・的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努める。

② 情報伝達体制の充実強化

町は、放射性物質災害発生時等、緊急時に必要な情報を迅速に受伝達できるよう、平常時から国及び防災関係機関を含めた相互の情報伝達体制の充実強化に努めるとともに、災害発生時に備え、通信設備等の充実確保に努める。

また、夜間、休日の場合等においても対応できるよう、体制の整備を図る。

③ 広報体制の整備

ア 広報手段の整備

町は、放射性物質災害発生後の経過に応じ、周辺住民に提供すべき情報の項目について整理するとともに、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等要配慮者に対し、災害情報が迅速、かつ円滑に行えるよう、平常時から広報手段の整備に努める。

主な広報方法・手段は、次のとおりである。

- a 放送機関への放送要請による広報
- b 報道機関を通じての広報
- c 防災行政無線による広報
- d ヘリコプター等による広報
- e 広報車等による広報

イ 広報の内容

町が放射性物質災害発生時に行う広報の内容は、次のとおりである。

- a 災害等の状況及び今後の予測
- b 被害状況と応急対策の実施状況
- c 避難所、避難方法
- d 町民のとるべき措置及び注意事項
- e その他必要な事項

④ 放射能観測の実施

町は、関係機関と連携して、緊急時に備え、モニタリングのための要員及び機器の確保に努める。

(2) 災害時の応急活動計画

1) 発災直後の情報の収集・連絡

① 放射性物質取扱事業所等の事故発生による被害情報の収集・連絡

町は、被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

② 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

2) 活動体制の確立

町は、放射性物質の漏洩等による事故の状況に応じ、県の体制に準じた体制をとるとともに、災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を実施する。また、町は、県に災害対策本部の設置状況等を報告する。

- ① 救出救助・救急活動
- ② 消火活動
- ③ 医療救護活動
- ④ 周辺住民等に対する災害広報
- ⑤ 警戒区域の設定
- ⑥ 周辺住民等に対する屋内退避又は避難の勧告、指示、避難誘導
- ⑦ 避難所の開設、運営管理
- ⑧ その他必要な措置

3) 災害時の町民への指示広報

① 町の措置

町は、防災行政無線や広報車、インターネットホームページ、あんしんメール、t v kデータ放送、自主防災組織との連携等により、周辺住民等に対して、次の事項に対して迅速に広報及び必要な指示を行う。

② 町民等からの問い合わせに対する対応

町は、関係機関と連携して、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、人員の配置等の体制を確立する。

4) 放射線測定体制の強化

町は、放射能測定資機材の整備に努める。

5) 国への専門家の派遣要請等

① 人員、資機材の要請

町長は、必要に応じ、専門家の助言、指導を得るため、関係省庁に対して、原子力関係の専門家又は専門知識を有する職員の派遣を求めるとともに、原子力関係機関に対し、必要な人員及び資機材の応援を要請する。

② 従事者の安全確保

町は、国と協力し、救出・救助、立入制限、医療救護等各種災害応急対策に従事する者の安全確保のための防護資機材の整備に努める。

(3) 災害復旧

1) 緊急事態解除宣言後の対応

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害対策本部と連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

2) 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、国及び県と連携し、内閣総理大臣が定める原子力災害事後対策実施区域において、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示並びに警戒区域の設定を行うことができる。

3) 各種制限措置の解除

町は、環境放射線モニタリング、放射性物質による汚染状況等の調査結果及び国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえ、飲料水・飲食物の摂取制限、農林畜水産物等の採取・出荷制限等の各種制限措置を解除する。

4) 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

町は、原子力緊急事態解除宣言後、原子力規制委員会、文部科学省、原子力事業者その他関係機関と協力して環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。その後、国の技術的支援のもとに行う、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行する。

5) 災害地域住民に係る記録の作成等

① 災害地域住民等の登録

町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在したこと、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

② 災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

6) 被害等の影響の軽減

① 心身の健康相談体制の整備

町は、国とともに、災害発生現場周辺地域の住民等からの心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

② 風評被害等の影響の軽減

町は、国と連携して、必要に応じ、科学的根拠に基づき、農林畜水産物等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行い、風評被害等を未然に防止又は軽減する。

③ 被災中小企業者等に対する支援

町は、国と連携して、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付、中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金及び運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業者等に対する援助及び助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第5節 危険物等災害対策

危険物及び高圧ガスの火災、爆発、漏洩・流出による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対する対策について必要な事項を定める。

危険物等災害対策の実施にあたり、本節で定める事項のほか、必要に応じて、第3章風水害・土砂災害対策計画で定める事項を準用する。

【関係法令】

No.	種類	関係法令
①	危険物	消防法
②	高圧ガス	高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
③	都市ガス	ガス事業法
④	火薬物	火薬類取締法
⑤	劇薬物	毒物及び劇物取締法

(1) 災害予防

1) 安全確保

① 施設等の安全確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、県は、製造施設、貯蔵所等に対する保安検査、立ち入り検査及び移動タンク貯蔵所に対する路上立ち入り検査を充実し、施設等の安全性の確保に努める。

2) 災害応急対策への備え

災害応急対策への備えについては、「第2章 災害予防 第2節 災害時応急活動に資する事前準備の充実」に準じるほか、次の危険物等災害対策を定める。

① 消火活動

町は、平常時から小田原市消防本部、消防団及び自主消防組織等の連携強化を図り、消防力の確保、消防水利及び消防体制の整備に努める。

② 危険物等の大量流出時における防除活動

関係事業者は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備し、災害発生時には必要に応じて応援を求められることができる体制を整備する。

(2) 発災時の応急活動計画

1) 災害直後の情報の収集・連絡

災害直後の情報の収集・連絡については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」に準じて行う。

2) 活動体制の確立

活動体制の確立については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」に準じて行う。

3) 救助・救急、消火及び医療救護活動

救助・救急、消火及び医療救護活動については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第5節 救助・救急及び医療救護活動」及び「第4章 地震災害対策計画 第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動」に準じて行う。

4) 避難対策

避難対策については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第6節 避難対策」に準じて行う。

5) 危険物等の流出に対する応急対策

町は、危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動を行う。また、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じる。

6) 災害時広報の実施

災害広報の実施については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」に準じて行う。

第6節 大規模な火事災害対策

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について、必要な事項を定める。

大規模な火事災害対策の実施にあたり、本節で定める事項のほか、必要に応じて、第3章風水害・土砂災害対策計画で定める事項を準用する。

(1) 災害予防

1) 安全確保

① 計画的な土地利用と市街地整備の推進

町は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進するとともに、防火地域・準防火地域の指定等の活用により、安全で快適な市街地の形成を促進する。

また、大規模な火事災害の発生時に延焼を防ぐ延焼遮断帯としての緑地、広幅員道路などのオープンスペースの確保を図るとともに、街区内に、公園やコミュニティ防災拠点の整備を図る。

② 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

町及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

イ 建築物の防火管理体制

町及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所の高層建築物等について、消防法の規定により防火管理者又は防災管理者を適正に選任するとともに、防火管理者又は防災管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

また、消防法で規定する自衛消防隊に初期消火、消防機関への通報、避難誘導が適切に行えるよう訓練を実施する。

2) 災害応急対策への備え

災害応急対策への備えについては、「第2章 災害予防 第2節 災害時応急活動に資する事前準備の充実」に準じるほか、次の大規模な火事災害対策を定める。

① 救助・救急、消火及び医療救護活動

ア 消火活動

a 消防組織の強化

町は、消防組織の強化に努め、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図る。

b 消防施設等の整備・強化

町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画をたて、消防施設等の整備に努め、その強化を図る。

② 建築同意制度の活用

小田原市消防本部は、消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る。

3) 防災知識の普及

① 一般家庭に対する指導

町は、小田原市消防本部から一般家庭に対する火災防止知識の普及等の支援を受けるとともに、広報活動及び各種会合等において消火方法等の実地指導を行い、火災の防止及び初期消火の徹底を図る。

また、自主防災組織の指導者等に対し、消火に必要な技術を教育する。

② 防火管理者等の指導・教育

学校・病院・工場等消防法に規定する防火対象物には、必ず防火管理者を選任するよう指導する。また、消防法に規定する大規模建築物等には、自衛消防隊を設置し、防災管理者を必ず選任するよう指導するとともに、防火管理者又は防災管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防設備等の整備・点検及び火気の使用等について十分指導する。

③ 予防査察等による指導

町は、不特定多数の者を収容する施設を対象として予防査察時に防火安全対策について、適切な指導するとともに、防火対象物の状況を把握し、火災の発生のおそれのある物件等の発見に努め、関係者に対し、万全を期すよう指導する。

(2) 災害時の応急活動計画

1) 発災直後の情報の収集・連絡

発災直後の情報の収集・連絡については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」に準じて行う。

2) 活動体制の確立

活動体制の確立については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」に準じて行う。

3) 救助・救急、消火及び医療救護活動

救助・救急、消火及び医療救護活動については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第5節 救助・救急及び医療救護活動」及び「第4章 地震災害対策計画 第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動」に準じて行う。

4) 避難対策

避難対策については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第6節 避難対策」に準じて行う。

5) 災害時広報の実施

災害時広報の実施については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」に準じて行う。

第7節 林野火災対策

山北町は、町域の大部分が山林、原野であり、林野火災が発生した場合、天候や風向きによっては、大規模な火災となる危険がある。本節では、火災による広範囲にわたる林野の焼失等による林野火災に対する対策について、必要な事項を定める。

林野火災対策の実施にあたり、本節で定める事項のほか、必要に応じて、第3章風水害・土砂災害対策計画で定める事項を準用する。

(1) 災害予防

林野火災は、発生場所の地形的条件等から消火活動が著しく困難な火災である。近年の自然志向の高まりにより、登山、トレッキング、ハイキングがブームとなっているほか、キャンプ等の森林レジャーの定着とも相まって、山や森林に入る者が増加しており、その多発や住宅地等への影響が懸念されている。

このため、町、関係機関及び林業関係者等は、連携を図りながら総合的な林野火災対策を推進する。

1) 災害応急対策への備え

災害応急対策への備えについては、「第2章 災害予防 第2節 災害時応急活動に資する事前準備の充実」に準じるほか、次の林野火災対策を定める。

① 救助・救急、消火及び医療救護活動

ア 消火活動

町は、防火水槽、自然水利利用施設、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の整備強化を図る。

町は、ヘリコプターによる情報収集及び消火活動が円滑に行われるよう、活動拠点の整備と資機材の整備に努める。

(2) 災害時の応急活動計画

1) 発災直後の情報の収集・連絡

発災直後の情報の収集・連絡については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」に準じて行う。

2) 活動体制の確立

町は、小田原市消防本部、消防団及び林業等関係機関と連携を図り、的確な大規模林野火災対策を実施するとともに、県等に対し、応援部隊の派遣を要請する。活動体制の確立については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」に準じて行う。

3) 救助・救急、消火及び医療救護活動

救助・救急、消火及び医療救護活動については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第5節 救助・救急及び医療救護活動」及び「第4章 地震災害対策計画 第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動」に準じるほか、次の林野火災対策を定める。

① 消火活動

町は、小田原市消防本部、林業関係業者等と連携し、速やかに火災の状況及び被害状況を把握するとともに、火災の規模や延焼のおそれなどを考慮し、消防団を出動させ、迅速に消火活動を行う。なお、消火活動は、身の安全を最優先に行う。

② ヘリコプター等の支援要請

ア 町は、必要に応じ消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請、火災偵察及び空中消火活動のため、ヘリコプターの出動要請を行う。

イ 小田原市消防本部は、必要に応じ、消防相互応援協定及び神奈川県内消防広域応援実施計画に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請及びヘリコプターの出動要請をする。町は、ヘリコプター臨時離着陸場の確保、空中消火活動用水利（丹沢湖面水を含む）の確保を関係機関に要請する。

③ 広域応援の要請

町は、大規模火災の場合、又は大規模火災のおそれがある場合には、緊急消防援助隊及び自衛隊の出動要請を行う。

4) 避難対策

① 避難対策については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第6節 避難対策」に準じるほか、次の林野火災対策を定める。

② 火災後の二次被害への警戒・予防

町は、関係機関等と協力し、林野火災により河川・沢等流域が荒廃した地域の下流部においては、降雨時に土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、警戒・予防する。

5) 災害時広報の実施

災害広報の実施については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」に準じて行う。

第8節 雪害対策

山北町は、比較的降雪量が少ないため、普段からの大雪等に対する備えが十分とは言えない。また、町内を走行する自動車のすべてが冬季にスタッドレスタイヤを装着している状況でもない。このため、町内において降雪（積雪）があった場合には、数センチの積雪でも除雪作業に伴う転倒・転落事故などの災害のほか、路面凍結などによる交通事故や歩行中の転倒事故などの災害が起こりうる。また、地域住民だけでなく、観光などで町を訪れる多くの人々も被害に遭う危険がある。本節では、大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による孤立などの雪害対策について、必要な事項を定める。

雪害対策の実施にあたり、本節で定める事項のほか、必要に応じて、第3章風水害・土砂災害対策計画で定める事項を準用する。

(1) 災害予防

1) 災害応急対策への備え

災害応急対策への備えについては、「第2章 災害予防 第2節 災害時応急活動に資する事前準備の充実」に準じるほか、次の雪害対策を定める。

① ライフライン施設等の機能の確保

町及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図る。

(2) 災害時の応急活動計画

1) 発災直後の情報の収集・連絡

発災直後の情報の収集・連絡については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」に準じて行う。

2) 活動体制の確立

活動体制の確立については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」に準じて行う。

3) 除雪の実施

相当量の降雪があった場合、県、町及び道路管理者は、災害を防止するため、除雪を実施する。県の管理道路においては、凍雪害対策実施要領に基づき実施する。町の管理道路については、都市整備課が民間事業者の協力のもと除雪を実施する。

4) 救助・救急及び医療救護活動

救助・救急及び医療救護活動については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第5節 救助・救急及び医療救護活動」に準じて行う。

5) 避難対策

避難対策については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第6節 避難対策」に準じて行う。

6) 道路の応急復旧活動

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省関東地方整備局、災害対策本部等に報告するほか、備蓄基地を活用して、障害物の除去、除雪の実施、応急復旧等を行い道路の機能の確保に努める。また、路上の障害物の除去、除雪の実施について、道路管理者、松田警察署、消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置を

とる。

7) 災害時広報の実施

災害広報の実施については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」に準じて行う。

第9節 その他の災害に共通する対策

その他の災害に共通する対策として、多くの災害対策に比較的共通する事項を定める。

なお、対策の実施にあたり、本節で定める事項のほか、必要に応じて、第3章風水害・土砂災害対策計画で定める事項を準用する。

(1) 災害予防

1) 災害応急対策への備え

災害応急対策への備えについては、「第2章 災害予防 第2節 災害時応急活動に資する事前準備の充実」に準じて行う。

(2) 災害時の応急活動計画

1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

発災直後の情報の収集・連絡については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」に準じて行う。

2) 通信手段の確保

通信手段の確保については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」に準じて行う。

3) 活動体制の確立

活動体制の確立については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」に準じて行う。

4) 救助・救急及び医療救護活動

救助・救急及び医療救護活動については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第5節 救助・救急及び医療救護活動」及び「第4章 地震災害対策計画 第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動」に準じて行う。

5) 避難対策

避難対策については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第6節 避難対策」に準じて行う。

6) 保健衛生、防疫、行方不明者対策等に関する活動

保健衛生、防疫、行方不明者対策等に関する活動については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第7節 保健衛生、防疫、行方不明者対策等に関する活動」に準じて行う。

7) 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動」に準じて行う。

8) 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

緊急輸送については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第10節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」に準じて行う。

9) 物価の安定等に関する活動

物価の安定等に関する活動については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第14節 被災者等への情報提供、相談等に関する活動」に準じて行う。

10) 被災者等への情報提供、相談等に関する活動

被災者への的確な情報伝達活動については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第14節 被災者等への情報提供、相談等に関する活動」に準じて行う。

11) 自発的支援の受入れ

自発的支援の受入れについては、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第16節 災害救援ボランティアの支援活動」及び「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第17節 災害救助法関係」に準じて行う。